

濫用的通報について

令和 6 年 11 月
消 費 者 庁

1. 中間論点整理「2 公益通報を阻害する要因への対処」(5)

濫用的通報については、中間論点整理で、以下のとおり記載されている。

「日本の大企業の内部通報窓口には、公益通報には該当しない通報が多数なされており、従事者の負担が非常に大きく、重要な内部通報が見逃されないようにする必要があること、また、EU 指令第 23 条には、通報者が故意に虚偽の通報を行った際の罰則が規定されていることを踏まえ、濫用的通報や虚偽通報に対し、罰則を設けるべきとの意見があった。

上記意見について、悪性の強さが明らかで、公益通報者保護制度を害するような行為を明確に処罰対象とすることは、制度の健全性を保つ上でメリットになる一方、新設した罰則の存在自体によって、公益通報をしようとする労働者が萎縮するというデメリットが生じるということもあり得、メリットとデメリットの両方について今後更に検討する必要があるとの提案があった。また、刑法には、虚偽告訴罪、名誉毀損罪及び偽計業務妨害罪があることから、これらの犯罪規定との関係を整理する必要があるとの提案もあった。」

そこで本資料では、「濫用的通報」として考えられる行為及びこれに対応する犯罪類型等を整理する。

2. 「濫用的通報」として考えられる行為¹

①通報内容が虚偽であると知りながら行う通報

- 事業者又は被通報者の社会的評価を低下させる内容であり、通報先について「公然」性がある場合には、名誉毀損罪（刑法第 230 条第 1 項）が成立し得る。
- 通報先が捜査機関等である場合には、虚偽告訴罪（刑法第 172 条）が成立し得る。
- 偽計業務妨害罪（刑法第 233 条後段）が成立し得る。

②既に是正され、解決した事案であることを知りながら、専ら自己の利益を実現するために行う通報

- 「不正の目的」であるとして公益通報該当性が否定される可能性がある。
- 事業者又は被通報者の社会的評価を低下させる内容であり、通報先について「公然」性がある場合には、名誉毀損罪（刑法第 230 条第 1 項）が成立し得る。

③軽微な事実を殊更誇張して繰り返し行う通報

- 通報対象事実該当しなければ、その通報は公益通報に該当しない。

¹ 以下に示す犯罪類型は、具体的な態様次第で該当する可能性があるものを挙げているものであり、例示している各行為が直ちに犯罪に該当することを意味するものではない。

- 比較的軽微であっても、犯罪行為若しくは過料対象行為又は最終的に刑罰若しくは過料につながる行為であれば、通報対象事実に該当し、その通報は公益通報に該当し得る。誇張して通報しても、虚偽でない限り²、直ちに犯罪には該当しないと考えられる。

④通報窓口担当者に対して威圧的な態度で行う通報

- 態様が深刻であれば、侮辱罪（刑法第 231 条）、威力業務妨害（刑法第 234 条）、脅迫罪（刑法第 222 条第 1 項）、強要罪（刑法第 223 条）が成立し得る。

（参考）現行法第 10 条の規定と解釈

現行法第 10 条では、「第三条各号及び第六条各号に定める公益通報は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない」と規定されている。

法が定める「公益通報」は、国民の生命、身体、財産等の利益の保護に関わる法令に違反する犯罪行為やその他の法令違反行為を通報するものであり、国民生活の安定や社会経済の健全な発展という公益に資するものである。

しかし、公益通報に際して、例えば、

- ・ 取引先事業者の営業秘密
- ・ 顧客の個人情報・信用情報
- ・ 国の安全に関わる情報

などが併せて通報された場合や、窃盗などの犯罪行為が行われた場合には、他人の正当な利益や公共の利益が害されることも考えられる。

また、軽率に報道機関等のその他の外部通報先に通報した場合には、その内容や通報先の対処の仕方によっては名指しされた事業者やその従業員、取引先事業者等に回復し難い信用上の損害を与える可能性もある。

このため、公益通報者といえども、可能な限り、他人の正当な利益や公共の利益にも配慮すべきと考えられることから、本条は、本法による保護の対象となる公益通報をする労働者等は、他人の正当な利益又は公共の利益を侵害することのないように努めるべきことが規定されたものである。

もっとも、個々の事例によっては、他人の正当な利益や公共の利益を全く害さずに通報することが非常に困難な場合もあり得ると考えられることから、本条は努力義務にとどめ、法的義務とはされていないところである。

以上

² 名誉毀損罪との関係では、刑法第 230 条の 2 における真実性の証明は、主要又は重要な部分についてなされれば足りると解されている（前田雅英ほか編『条解刑法〔第 4 版補訂版〕』（弘文堂、2023 年）704 頁）。